

盛岡広域振興局長告示第25号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年7月6日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

居宅訪問型児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200026	居宅訪問型児童発達支援紫波北さぶり	紫波郡紫波町二日町字西七久保12番地1	特定非営利活動法人紫波さぶり	令和3年7月1日